

災害発生時における石材構造物に関する協定書

山 形 県

一般社団法人日本石材産業協会山形県支部

一般社団法人日本石材産業協会

災害発生時における石材構造物の撤去等に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）並びに一般社団法人日本石材産業協会山形県支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人日本石材産業協会（以下「丙」という。）は、災害発生時において災害復旧活動等に支障を及ぼす石材構造物の撤去等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合の被害拡大防止を図るため、甲の要請により乙が実施する応急対策業務（以下「業務」という。）に係る基本的な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定で定める災害とは、山形県内において発生した地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害をいう。

（業務の要請）

第3条 甲は、必要に応じて、乙に対して業務を要請することができる。

2 乙は、甲から業務の要請があった場合、丙が作成した「災害対策マニュアル」に基づき、最優先で業務を実施するものとする。

3 乙は、業務の実施に必要な人員等が不足すると判断した場合は、甲乙協議の上、丙に応援を要請することができる。

4 丙は、前項のとおり乙から応援要請があった場合、特別な理由がない限り、これに協力するものとする。

（業務の内容）

第4条 業務の内容は、次のとおりとする。

（1） 緊急輸送道路をはじめとする道路、河川、学校、その他甲が管理する施設の災害復旧活動等に支障を及ぼす「墓石」や「公共価値を有する石碑・モニュメント」等の石材構造物の撤去・移設・廃棄

（2） 業務の実施に必要な資材等の確保

（3） 被害情報等の収集及び報告

（4） その他甲が必要と認めるもの

（業務の要請）

第5条 甲は、業務を必要とする場合、乙に対して、原則として文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに災害時協力要請書（第1号様式）を提出するものとする。

（業務の報告）

第6条 乙は、業務の実施にあたり、適宜その進捗状況について甲に報告するとともに、業務を完了した後、速やかにその内容を災害時要請業務報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲、乙及び丙は、互いの意思疎通を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定め、協定締結後速やかに報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が業務の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、業務の要請直前の当該地域での適正価格を基準とし、甲乙の協議の上、決定するものとする。

(第三者等に対する損害賠償)

第9条 乙及び丙が、業務の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙丙の協議の上、その賠償を行うものとする。

(災害補償)

第10条 業務に従事した者に、死亡、負傷、疾病等の健康被害が生じた場合、その損害賠償は、乙及び丙の責任により行うものとし、甲はその責を負わないものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、令和7年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙丙いずれからも文書による協定終了の意思表示が無い限り、1年間自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年7月17日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事

吉村美栄子

乙 山形県山形市十日町3丁目10番20号

一般社団法人 日本石材産業協会 山形県支部

山形県支部長

松田橋行

丙 東京都千代田区神田多町2番9号

一般社団法人 日本石材産業協会

会長

森田浩介